

意見表明等支援員（アドボケイト）のこと

問31 施設や里親家庭、それから児童相談所の職員以外で、あなたが自分の困っていることや意見を言いたいときに聞いてくれる人を意見表明等支援員（アドボケイト）といいます。あなたは、意見表明等支援員（アドボケイト）に自分の意見を言うことができる、ということを知っていますか。（1つ選択）

- 1 知っている →問32へ
- 2 知らない →問33へ
- 3 わからない →問33へ

問32 意見表明等支援員（アドボケイト）は、あなたの生活している施設や里親さんのところに来て、あなたの意見を聞いたうえで、あなたが希望すれば、児童相談所や、施設や里親家庭にあなたの意見を伝えてくれます。さらに、あなたの希望によって、長野県社会福祉審議会・処遇審査部会という長野県のこどもたちを助けるところに意見を伝えて、あなたが困っていることについて、助けを求めるすることができます。あなたは、以前から、意見表明等支援員（アドボケイト）の利用のしかたを知っていましたか。（1つ選択）

- 4 知っている →問33へ
- 5 知らない →問33へ
- 6 わからない →問33へ

問33 あなたは、意見表明等支援員（アドボケイト）を実際に利用して、自分の困っていることや意見を言ったことがありますか。（1つ選択）

- 7 利用したことがある →問34へ
- 8 利用したことはない →問35へ
- 9 わからない →問35へ

問34 意見表明等支援員（アドボケイト）を利用してみて、あなたの困りごとは解決されましたか。そのときの満足度について、おしえてください。（1つ選択）

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 満足している | 2 どちらかといえば満足している |
| 3 どちらともいえない | 4 どちらかといえば満足していない |
| 5 満足していない | 6 わからない |

子どもの権利のこと

問35 「権利」とは「言うことをきけば、勉強をすれば」などの条件なしに、あたりまえに守られるものです。世界の子どもたちを守る国際連合（国連）では、子どもにとって大切な権利を「子どもの権利条約」にまとめていて、そこには、すべての子どもに次のような権利があると定められています。次にあるものは、すべてではありませんが、代表的な権利です。あなたが知っているものがありますか。（あてはまるものをすべて選択できます）

- 1 子どもにとって、もっともよいこと
(自分に関係のあることが決められるときは、おとなが一番いいやり方を考えててくれる)
- 2 生きる権利・育つ権利
(すべての子どもの命が守られる・心もからだも健康に育つことができる)
- 3 家族関係が守られる権利 (自分のはじまりや、大切な家族との関係をむやみにうばわれない)
- 4 表現の自由 (自由に、いろいろなことを知ったり、伝えることができる)
- 5 意見を表す権利 (自分の意見を自由に言えるし、それをおとながかなえてくれる)
- 6 生活水準の確保 (食べものや着るもの、住むところに困らない)
- 7 教育を受ける権利 (学校で勉強するチャンスは全員にある)
- 8 休み、遊ぶ権利 (自由に休んだり、遊んだり、げいじゅつに触れることができる)

問36 次の子どもの権利の中で、あなたが、これまであまり聞いたことがなくて、もっと知りたい・深く勉強したいと思うものがありますか。（あてはまるものをすべて選択できます）

- 1 子どもにとって、もっともよいこと
(自分に関係のあることが決められるときは、おとなが一番いいやり方を考えててくれる)
- 2 生きる権利・育つ権利
(すべての子どもの命が守られる・心もからだも健康に育つことができる)
- 3 家族関係が守られる権利 (自分のはじまりや、大切な家族との関係をむやみにうばわれない)
- 4 表現の自由 (自由に、いろいろなことを知ったり、伝えることができる)
- 5 意見を表す権利 (自分の意見を自由に言えるし、それをおとながかなえてくれる)
- 6 生活水準の確保 (食べものや着るもの、住むところに困らない)
- 7 教育を受ける権利 (学校で勉強するチャンスは全員にある)
- 8 休み、遊ぶ権利 (自由に休んだり、遊んだり、げいじゅつに触れることができる)

とい
問37 次のことの権利の中で、あなたがもっとおとなに守ってほしいものはありますか。(あてはまるものをすべて選択できます)

1 子どもにとって、もっともよいこと

(自分に関係のあることが決められるときは、おとなが一番いいやり方を考えててくれる)

2 生きる権利・育つ権利

(すべての子どもの命が守られる・心もからだも健康に育つことができる)

3 家族関係が守られる権利 (自分のはじまりや、大切な家族との関係をむやみにうばわれない)

4 表現の自由 (自由に、いろいろなことを知ったり、伝えることができる)

5 意見を表す権利 (自分の意見を自由に言えるし、それをおとながかなえてくれる)

6 生活水準の確保 (食べものや着るもの、住むところに困らない)

7 教育を受ける権利 (学校で勉強するチャンスは全員にある)

8 休み、遊ぶ権利 (自由に休んだり、遊んだり、げいじゅつに触れることができる)